

指定事項に変更等が生じた場合は、指定給水装置工事事業者指定事項変更届（以下、変更届）と必要書類の届け出を行ってください。

【変更】

変更内容	提出書類	法人名義	個人名義
共通	変更届	○	○
氏名又は名称、及び住所変更	定款または寄付行為の写し	○	
	登記簿謄本	○	
	住民票		○
法人の代表者及び役員の変更	登記簿謄本	○	
	誓約書	○	
主任技術者の氏名又は免状の交付番号の変更	住民票（前の氏名がわかるもの）又は戸籍謄本	○	○
	主任技術者免状の写し	○	○

※事業者の継承（個人から個人への相続、法人から法人への営業譲渡等）は原則できません。この場合には、「廃止届」を提出後、新規に「指定申請書」を提出していただくこととなりますので、ご注意ください。

※氏名又は名称、住所、代表者の変更の場合は、「指定給水装置工事事業者証」（指定証）を差し替えて交付しますので、現在交付されている指定証をお持ちください。なお、新たな指定証の交付には1週間程度日数を要しますのでご了承ください。

【事業の廃止、休止又は再開】

提出書類	法人名義	個人名義
指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書	○	○

※廃止、休止の届出の際には、事業者証を返還して下さい。

【事業者証の再交付】

提出書類	法人名義	個人名義
指定給水装置工事事業者証再交付申請書	○	○

※汚損の場合には、事業者証を返還して下さい。

【主任技術者の選任、解任】

提出書類	法人名義	個人名義
指定給水装置工事主任技術者選任・解任届出書	○	○

※専任の場合は、給水装置工事主任技術者免状の写しをA4サイズに縮小し添付して下さい。